証券コード　6566
2021年６月３日

株　主　各　位

東京都豊島区池袋二丁目14番８号池袋エヌエスビル
株式会社要興業
代表取締役社長　木納　孝

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況が続いておりますので、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本総会へのご来場を極力見合わせていただき、書面による事前の議決権行使をいただきますよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月23日（水曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2021年６月24日（木曜日）午前10時00分（受付開始　午前９時）
2. 場　　所　　東京都豊島区東池袋３―１―４　サンシャインシティ文化会館　５０１
（末尾の会場案内図をご参照ください）

本年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場におきましては、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

また、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がありえます。その場合には、当社のウェブサイト（https://www.kaname-k.co.jp/)に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

重ねまして、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

報告事項

１．第49期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第49期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　監査役３名選任の件
第３号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kaname-k.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（https://www.kaname-k.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎当社では、株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へのお土産は予定しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により二度の緊急事態宣言が発令される等、内外需ともに歴史的な落ち込みとなりました。また、世界経済においては、長期化する国際的な通商問題の影響に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応策により、債務を急増させている政府部門と非金融部門における債務バブル崩壊がおこる等様々な景気下振れリスクに直面しております。

当社グループの主要業務である廃棄物処理業につきましては、循環型社会形成の推進及び資源の有効利用促進といった、環境保全や法令遵守において当業界に対する社会的要求の高まりに応える努力と変革が求められており、また、コロナ禍において政府が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」により、緊急事態宣言時においても国民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持のため、十分な感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められております。

このような経営環境の下、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬処分業務を主業とし、より厳格なコンプライアンスや適正処理の推進、顧客ニーズに合致する営業活動と業容の拡大に取り組んでまいりました。また、徹底した原価低減を継続しましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う一部顧客の休業又は営業時間短縮等によるごみ収集量の減少や当業界における資源相場の変動等の影響を受けることとなりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は11,002,265千円（前年同期比4.2％減）となりました。営業利益は896,312千円（前年同期比11.1％増）、経常利益は937,185千円（前年同期比14.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は618,224千円（前年同期比8.4％増）となりました。

当社グループは単一セグメントでありますが、事業区分別の売上高は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 （2019年４月１日から 2020年３月31日まで）		当連結会計年度 （2020年４月１日から 2021年３月31日まで）		前年同期比増減	
	金　額	構成比率	金　額	構成比率	金　額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
収集運搬・処分事業	8,157,087	71.0	7,603,455	69.1	△553,631	△6.8
リサイクル事業	940,906	8.2	741,322	6.7	△199,583	△21.2
行政受託事業	2,392,330	20.8	2,657,487	24.2	265,156	11.1
合計	11,490,323	100.0	11,002,265	100.0	△488,058	△4.2

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資は、総額614,680千円であり、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備等

○　収集車両購入計 20台　168,639千円

○　入谷９丁目駐車場工事　98,709千円

当連結会計年度において継続中の主要な設備等

○　鹿浜ＲＣ既存建物建替え工事　339,712千円

なお、これらに要した資金は、公募増資により調達した資金及び自己株式処分による資金並びに金融機関等からの借入資金及び自己資金をもって充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において実施した資金調達について、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① ＢＣＰ（事業継続計画）

国内において、「防災・危機管理」の概念での体制整備や計画策定等に取り組んでいる背景を鑑み、当社グループ内で、災害時等にもサービスの安定供給を維持できるようＢＣＰ（事業継続計画）に基づき、設備面における取組の強化及び代替要員の確保の再徹底を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症が終息を迎えるまでの期間については、感染防止に努めることを最優先課題として取り組んでおります。全従業員のPCR検査の反復実施、徹底した健康管理や３密回避およびソーシャルディスタンス確保他による感染の極小化に努めております。引続き様々な状況を想定したオペレーション体制を整え、発生する事態に躊躇せず柔軟な対応を実施することで、感染拡大防止はもとより、業績への影響も極小化させてまいります。

② コンプライアンス体制の充実

総合廃棄物処理事業を営む当社グループは、廃棄物処理法をはじめとした環境関連法規制に関するコンプライアンス体制が確立していることを競争力の源泉としておりますが、それを更に充実、向上させることを最重要課題と位置付け、法令遵守に対する一層の社内意識の向上と体制強化を図るため、継続的な施策を採り、社会的な信頼を得る努力を行ってまいります。また、「安全運転日本一」を達成するための道路交通法を遵守すること、労働基準法や労働安全衛生法等の労働関連法を遵守することも当社グループの使命であると認識しており、コンプライアンス委員会や事故防止委員会活動を中心に全社一丸となって引続き取り組んでまいります。

③ リサイクル技術の向上

当社グループの廃棄物中間処理の基本はリサイクルであります。昨今の廃棄物処理は、中国などの輸入規制や海洋プラスチック問題で環境問題としても社会的関心が高まっている廃プラスチックのように、その処理にあたっては、国内のみならず、よりグローバルな視点が不可欠となっております。リサイクル処理による環境負荷の低減が社会貢献につながり、また当社グループの処理コストの低減にも役立っております。2019年７月には、拡張した鹿浜リサイクルセンターにて、民間事業者としては首都圏最大級の粗大ごみ選別プラントを稼働させました。当社グループは、積極的な設備投資によりリサイクル技術を向上させ、社会貢献と収益確保の両立を図ってまいります。更には、事業分野の拡大や高い技術力を誇るステークホルダーとの協業化等についても模索してまいります。

④　資源の市場環境への対応

リサイクル事業における売上高の大部分を占める古紙の売却価格が低水準で推移しており、同事業の売上が減少しております。売上量の拡大を図ること、一層のコスト削減に努めることで、今後の市場環境に対応してまいります。

⑤　設備投資

当社グループが保有するリサイクルセンターの設備には老朽化が進んだものも含まれており、順次、自動化等を進めつつリサイクル技術の向上に資する更新を行っていく必要性を認識しています。また、業容拡大に合わせて増加する運搬車両を管理する車両基地の増設も必要であると認識しております。

⑥　情報化投資

当社グループは、業容拡大に伴い、正確かつ迅速な情報把握により的確な経営の意思決定の迅速化を促進するため、また的確な情報開示体制の確立のため、全社レベルでの情報システムの高速化に取り組んでおります。これに加え、業務改革も併せて実行することにより、企業運営上のコストの削減にも取り組んでまいります。前期、営業用の携帯端末を導入し効率的な営業活動を、当期にはドライバー用の携帯端末の導入により効率的な収集業務及び集計業務を実現しました。また、重要情報の漏洩を防止するための情報セキュリティの強化にも取り組んでおります。

⑦　経営基盤の拡充

当社グループは、さらなる企業価値の最大化を目指すためにも、以下のとおり経営基盤の拡充を図る必要があります。

イ　経営資源の重要な要素である人材については、社員教育や研修制度の拡充、コミュニケーションの活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、一人当たりの生産性向上を図ります。また、地元高校の新卒採用の継続、大型中型自動車免許取得をはじめ各種重機等の資格取得支援制度の積極活用、社宅制度の運用強化、能力スキルに対応した柔軟な労働条件の設定等により、万全な労働力確保を継続しております。

ロ　既存の事業基盤については、各リサイクルセンター及び収集運搬のための車両・配車システムの品質管理及び安全管理を徹底の上、原価率低減に向けた創意工夫を推進します。

ハ　当社グループの事業の柱を為すのは廃棄物の収集運搬であります。安全運転を遂行することは、すなわち事業を安定させることに繋がり、それを継続させることが顧客満足の向上につながります。車両に搭載させる機器等のハード面、ドライバーへの徹底的な教育等のソフト面を共に充実させ、安全運転の徹底を図ります。

(5) 財産及び損益状況の推移

	第46期 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月31日)	第47期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月31日)	第48期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月31日)	第49期 (当連結会計年度) (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月31日)
売上高(千円)	10,811,042	11,297,581	11,490,323	11,002,265
経常利益(千円)	1,116,087	1,061,622	821,765	937,185
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	739,722	678,920	570,451	618,224
1株当たり当期純利益(円)	53.36	42.78	35.94	38.95
総資産(千円)	20,495,242	20,647,923	20,475,949	20,845,822
純資産(千円)	14,500,119	14,957,211	15,268,757	15,775,618
1株当たり純資産額(円)	913.60	942.40	962.03	993.97

(注) 1．当社は、2017年６月11日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。第46期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第47期の期首から適用しており、第46期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ヨドセイ	11,720千円	100.0%	雇上業務（一般家庭から排出される廃棄物の収集運搬）

(7) 主な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬・処分事業を主要事業とし、これに付随する業務として産業廃棄物の中間処理及び製紙原料の選分等のリサイクル事業を営んでおります。また、東京23区の一般家庭から排出される廃棄物の収集運搬（雇上業務)、東京23区の依頼により不燃ごみや容器包装ごみ等の資源化処理を行う行政受託事業を営んでおります。

(8) 主な事業所（2021年３月31日現在）

①当社の主要な事業所及びリサイクルセンター

本　　社　　東京都豊島区池袋二丁目14番８号　池袋エヌエスビル

足立支社　　東京都足立区鹿浜七丁目９番２号

名　　称	所　在　地
千住リサイクルセンター	足立区千住桜木二丁目18番11号
大森リサイクルセンター	大田区大森南四丁目10番６号
第一入谷リサイクルセンター	足立区入谷九丁目28番20号
第二入谷リサイクルセンター	足立区入谷九丁目16番19号
鹿浜リサイクルセンター	足立区堀之内一丁目14番15号
新鹿浜リサイクルセンター	足立区鹿浜一丁目４番８号
城南島リサイクルセンター	大田区城南島二丁目８番１号
板橋リサイクルセンター	板橋区新河岸二丁目20番18号

②国内子会社の主要な事業所

株式会社ヨドセイ本社　　東京都豊島区東池袋二丁目38番20号

株式会社ヨドセイ和光事務所　埼玉県和光市新倉七丁目９番１号

(9) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）
449名（+4名）

（注） アルバイト・パートタイマー等355名は、上記従業員数に含まれておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
393名（+2名）	44.75歳	10.43年

（注） アルバイト・パートタイマー等245名は、上記従業員数に含まれておりません。

(10) 主な借入先（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	596,976千円
株式会社三菱UFJ銀行	307,888千円
株式会社三井住友銀行	269,712千円
日本生命保険相互会社	131,670千円
株式会社りそな銀行	93,048千円

2．会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　50,000,000株

（2）発行済株式総数　15,871,400株（自己株式　42株を含む）

（3）当期末株主数　2,912名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
藤居秀三	2,500,000 株	15.75 %
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	1,766,100 株	11.13 %
要興業社員持株会	1,215,700 株	7.66 %
日本生命保険相互会社	850,000 株	5.35 %
大星ビル管理株式会社	750,000 株	4.72 %
大星ビルメンテナンス株式会社	750,000 株	4.72 %
THE CHASE MANHATTAN BANK. N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	627,900 株	3.95 %
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	429,900 株	2.70 %
藤居幸弥	350,000 株	2.20 %
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	300,000 株	1.89 %

（注）１．持株比率は自己株式42株を控除して計算しております。
２．2021年５月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、2021年４月26日現在でシンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドが3,309,700株（保有割合20.85%）を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤　居　秀　三	
代表取締役社長	木　納　　孝	
常務取締役	松　浦　義　忠	業務部長兼行政管理部長
常務取締役	岡　田　卓　也	経営企画室長
取　締　役	坂　原　謙　二	営業部長
取　締　役	安　藤　雅　弘	システム管理部長
取　締　役	石　原　　浩	管理部長
取　締　役	村　木　宣　彦	総務部長
取　締　役	齊　藤　陽　三	株式会社ヨドセイ 監査役
常勤監査役	井　上　淳　嗣	
監　査　役	村　谷　晃　司	フェアネス法律事務所 弁護士
監　査　役	寺　島　哲　四	

（注）1．取締役齊藤陽三氏は社外取締役であります。
2．監査役井上淳嗣氏及び村谷晃司氏は社外監査役であります。
3．取締役齊藤陽三氏、監査役井上淳嗣氏及び村谷晃司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4．2020年６月24日開催の第48期定時株主総会において、岡田卓也氏が常務取締役に新たに選任され、就任いたしました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第423条第１項の任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、本契約に基づく責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額
当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ 方針の決定の方法

取締役会の決議により決定しております。

ロ 方針の内容の概要

・取締役の個人別の報酬等の額は、固定報酬と退職慰労金から構成され、株主総会において決定した取締役の報酬総額の範囲内において各取締役へ配分する。

・固定報酬は月例分と賞与から構成され、「役員報酬・賞与規程」の基準に従い、世間水準及び社員給与とのバランス並びに職務、資格等を考慮し、取締役会の決議を経て決定する。

・取締役の退職慰労金は、「役員退職慰労金規程」の規定に則り算定される金額を株主総会にて決議し、直後の取締役会の決議を経て決定する。

・固定報酬及び退職慰労金が個人別報酬等の額の全部を占める。

・固定報酬のうち、月例分は取締役としての在任中に毎月固定額を支払い、賞与分は取締役としての在任中の６月と１２月に支払う。

・退職慰労金については、「役員退職慰労金規程」の規定に則り算定される金額を、役員退職日以降最も早く開催される定時株主総会に付議し、株主総会決議直後の取締役会にて決議した日から２ヶ月以内に支給する。

・監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬と退職慰労金から構成され、株主総会において決定した監査役の報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定する。

ハ 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・取締役の報酬限度額は、2017年６月27日の第45期定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は９名（うち、社外取締役は２名）です。

・監査役の報酬限度額は、2016年６月27日の第44期定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役は２名）です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役	124,194	109,896	―	―	14,298	10
（うち社外取締役）	(1,900)	(1,900)			(―)	(2)
監査役	15,670	14,680	―	―	990	3
（うち社外監査役）	(9,400)	(8,850)			(550)	(2)

（注）１．退職慰労金は、当該事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
２．上記支給額のほか社外役員が当社の子会社等から受けた役員報酬額は2,400千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役と社外監査役個人との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

齊藤陽三が代表取締役を務めた株式会社三徳とは収集運搬契約を締結しており、監査役を務める株式会社ヨドセイは当社の連結子会社であります。村谷晃司が勤めるフェアネス法律事務所とは顧問弁護士契約を締結しております。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
取締役	齊 藤 陽 三	当事業年度開催の取締役会には、17回中16回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を適宜行っております。また、総合経営幹部会他の主要な会議に出席し、適宜必要な発言を行う等、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行っております。
監査役	井 上 淳 嗣	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っており、経営者として経験を積み、大企業の多くの分野の経験から培った深い見識で経営に有益な助言・提言、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を行っております。
監査役	村 谷 晃 司	当事業年度開催の取締役会17回中17回に出席し、議案審議等について、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な発言等を行っております。また、監査役会16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 名称　EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、事業の規模、監査日数及び前事業年度の監査報酬等を勘案したうえで決定しております。
3．監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査時間数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第１項の任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には会計監査人を解任し、または、会社都合の場合の他、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会に提出する議案を決定いたします。

5．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において内部統制システムの基本方針を決議しております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス管理規程を遵守し、内部通報制度を周知し、法令定款違反行為を未然に防止し、必要に応じて、外部の専門家等を起用し法令遵守の研修等を行い、取締役が率先して行動する。

② 取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等、相互牽制の効いたガバナンス体制とする。

③ 監査基準及び監査計画に基づき、監査役は、取締役の職務執行状況を監査する。

④ 特に、反社会的勢力との関係については、取締役自らが襟を正し、反社会的勢力を排除する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書等の作成、保存、管理等に関する基本的事項を文書取扱規程に定め、法令により義務付けられている重要な書類も含め各種書類の管理を行う。

② 株主総会議事録、取締役会議事録は、適時適正に作成するとともに、保管場所を明示し、閲覧可能とし、取締役の職務の執行の証跡とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程を遵守し、業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクを、事前に各部において検討の上、総合経営幹部会並びに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。

② 特に、不測の危機が発生した場合には、リスク管理規程に則して、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めることとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を月１回定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の業務執行状況の効率性の監督等を行う。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を遵守し、それぞれの責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細について定め、常時閲覧可能とし、業務執行を行う。

③ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を立案し、全社的な目標を設定し実行することとし、状況により目標の修正等に対処できることとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス管理規程を遵守し、内部通報体制を周知の上、社員の法令違反の通報等が非公式の経路で行える体制とする。

② 必要に応じて、外部の専門家等を起用し、法令定款違反行為を相談する等、社内で未然に防止する体制とする。

③ 反社会的勢力との対応は、反社会的勢力排除に関する規程を遵守し、不当要求等の被害を防止する体制とする。

④ 内部監査担当が定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。

⑤ 監査役は当社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは、担当役員へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 「関係会社管理規程」等に基づき、関係会社の管理担当部門及び管理責任者を定め、関係会社は一定の経営上の重要事項について管理責任者へ報告を行い、特に重要と認めた事項については当社に対して付議する体制とする。

② 内部監査室は、関係会社に対しても「内部監査規程」に基づく監査を行うこととする。

③ 監査役は会社の監査に必要な範囲で関係会社に対して報告を求め、調査を行うことができることとする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査役職務の重要性に鑑み、補助使用人設置及びその人員について協議することとする。

(8) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮することとする。

② 補助使用人の評価は監査役が行い、当該人員の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を要するものとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(9) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

② 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

③ 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な契約書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。

④ 監査役は、当社の監査法人より会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を適宜行う等連携を図っていくこととする。

⑤ 実効性確保のための内部監査担当との連携についても、日頃より助言等を行い、監査の効率性を高めることとする。

⑥ 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払うこととする。

（10）財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

① 内部監査室は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より2006年６月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行うこととする。

② 取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視することとする。

（11）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力との関係に関する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の基本方針を定めております。

(a) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を一切遮断するため、反社会的勢力との関係遮断に関する役職員の意識の醸成と徹底を図り、全役職員が断固たる姿勢で取組みます。

(b) 当社は、反社会的勢力に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。

(c) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

(d) 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、民事・刑事の両面から法的対応を行います。

(e) 当社は、反社会的勢力への資金提供、裏取引には一切応じません。

② 反社会的勢力の排除に向けた社内体制等の整備状況

(a) 最高責任者

会社の危機管理体制における最高責任者は代表取締役社長とし、反社会的勢力との対応において最終意思決定権を有する。なお、最高責任者は権限を役員に委譲することができる。

(b) 主管部署

反社会的勢力対応の主管部署は総務部総務人事課とし、反社会的勢力に関する各種情報収集、「反社会的勢力対応マニュアル」等の策定並びに反社会的勢力に係わる社内各部門からの対応窓口業務、その他関連する業務を統括する。

(c) 報告・監督

反社会的勢力との対応の処理結果について、主管部署たる総務部総務人事課は、最高責任者に必ず書面にて報告しなければならない。

6．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンス管理規程に則り、四半期毎に開催されたコンプライアンス委員会での決議内容に即した活動を実施し、その内容について取締役会に報告しております。また、毎月各部署にてコンプライアンス委員が講師となって従業員に対してコンプライアンス研修を実施しております。内部通報規程に基づくホットライン窓口を社内外に設置し、コンプライアンスアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク管理規程に則り、半年毎に開催されるリスクマネジメント委員会での決議内容に即した活動を実施し、その内容について取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務執行について

取締役会を17回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が16回出席いたしました。

(5) 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で適宜意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(6) 内部監査室の職務執行について

内部監査室は、内部監査計画書に基づき、当社の各部署の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施し、監査結果を代表取締役社長並びに監査役会に報告の上、必要に応じて改善指導を行いました。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は利益配分について、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。現状では、配当性向30％程度とすることが、成長戦略と株主への還元の最適バランスであると考えております。

当社の剰余金の配当は、中間配当をすることができる旨を定款で定めておりますが、年１回の期末配当を基本的な方針にしております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき１株当たり11円の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、一層の経営基盤の強化と業績の向上を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**5,849,214**	**流動負債**	**2,042,626**
現金及び預金	4,484,142	買掛金	304,940
売掛金	1,275,879	短期借入金	137,632
商品	4,388	1年内返済予定の長期借入金	337,652
貯蔵品	21,849	リース債務	240,872
前払費用	46,684	未払法人税等	225,867
その他	16,689	賞与引当金	201,769
貸倒引当金	△420	その他	593,892
固定資産	**14,996,608**	**固定負債**	**3,027,578**
有形固定資産	**11,874,284**	長期借入金	943,666
建物及び構築物	1,759,257	リース債務	334,005
土地	8,814,648	繰延税金負債	678,894
リース資産	532,321	退職給付に係る負債	583,720
建設仮勘定	413,412	役員退職慰労引当金	436,462
その他	354,645	その他	50,829
無形固定資産	**69,699**	**負債合計**	**5,070,204**
その他	69,699	**（純資産の部）**	
投資その他の資産	**3,052,623**	**株主資本**	**15,575,388**
投資有価証券	860,365	資本金	827,736
繰延税金資産	314,613	資本剰余金	1,400,341
保険積立金	1,683,313	利益剰余金	13,347,350
その他	195,864	自己株式	△40
貸倒引当金	△1,532	**その他の包括利益累計額**	**200,229**
		その他有価証券評価差額金	200,229
		純資産合計	**15,775,618**
資産合計	**20,845,822**	**負債・純資産合計**	**20,845,822**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**11,002,265**
売上原価		**9,045,179**
売上総利益		**1,957,085**
販売費及び一般管理費		**1,060,773**
営業利益		**896,312**
営業外収益		
受取利息	578	
受取配当金	11,417	
保険解約返戻金	17,169	
保険事務手数料	5,152	
雇用調整助成金	18,837	
その他	8,624	61,779
営業外費用		
支払利息	20,737	
その他	169	20,906
経常利益		**937,185**
特別利益		
固定資産売却益	10,305	
投資有価証券売却益	17,600	27,905
特別損失		
固定資産売却損	1,535	
固定資産除却損	40,745	42,280
税金等調整前当期純利益		**922,810**
法人税、住民税及び事業税	329,316	
法人税等調整額	△24,730	304,586
当期純利益		**618,224**
親会社株主に帰属する当期純利益		**618,224**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	827,736	1,400,341	12,903,711	－	15,131,790
当期変動額					
剰余金の配当			△174,585		△174,585
親会社株主に帰属する当期純利益			618,224		618,224
自己株式の取得				△40	△40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	443,638	△40	443,598
当期末残高	827,736	1,400,341	13,347,350	△40	15,575,388

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	136,966	136,966	15,268,757
当期変動額			
剰余金の配当			△174,585
親会社株主に帰属する当期純利益			618,224
自己株式の取得			△40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	63,262	63,262	63,262
当期変動額合計	63,262	63,262	506,860
当期末残高	200,229	200,229	15,775,618

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**5,084,522**	**流動負債**	**1,817,650**
現金及び預金	3,938,788	買掛金	295,260
売掛金	1,065,765	短期借入金	137,632
商品	3,840	１年内返済予定の長期借入金	337,652
貯蔵品	21,245	リース債務	229,489
前払費用	39,893	未払金	105,642
未収収益	45	未払費用	137,615
その他	15,273	未払法人税等	193,711
貸倒引当金	△330	未払消費税等	205,614
固定資産	**14,631,283**	預り金	15,238
有形固定資産	**9,557,281**	賞与引当金	159,784
建物	1,371,358	その他	7
構築物	344,710	**固定負債**	**2,257,199**
機械及び装置	218,903	長期借入金	943,666
車両運搬具	41,181	リース債務	316,561
工具、器具及び備品	36,754	退職給付引当金	573,199
土地	6,624,647	役員退職慰労引当金	399,496
リース資産	506,312	資産除去債務	24,276
建設仮勘定	413,412	**負債合計**	**4,074,849**
無形固定資産	**60,237**	**（純資産の部）**	
電話加入権	2,344	**株主資本**	**15,440,727**
ソフトウエア	56,583	**資本金**	**827,736**
ソフトウェア仮勘定	1,309	**資本剰余金**	**1,400,341**
投資その他の資産	**5,013,764**	資本準備金	816,591
投資有価証券	860,365	その他資本剰余金	583,750
関係会社株式	1,987,195	**利益剰余金**	**13,212,689**
出資金	240	利益準備金	34,626
長期貸付金	1,482	その他利益剰余金	13,178,062
繰延税金資産	314,613	別途積立金	4,073,100
敷金及び保証金	146,050	繰越利益剰余金	9,104,962
保険積立金	1,683,313	**自己株式**	**△40**
その他	21,775	**評価・換算差額等**	**200,229**
貸倒引当金	△1,271	その他有価証券評価差額金	200,229
		純資産合計	**15,640,956**
資産合計	**19,715,805**	**負債・純資産合計**	**19,715,805**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,140,777**
売上原価		**7,452,647**
売上総利益		**1,688,129**
販売費及び一般管理費		**916,428**
営業利益		**771,700**
営業外収益		
受取利息及び配当金	24,081	
有価証券利息	411	
保険解約返戻金	17,169	
保険事務手数料	5,152	
雇用調整助成金	18,837	
その他	6,334	71,986
営業外費用		
支払利息	20,737	
その他	89	20,826
経常利益		**822,861**
特別利益		
固定資産売却益	8,599	
投資有価証券売却益	17,600	26,199
特別損失		
固定資産売却損	1,535	
固定資産除却損	40,670	42,205
税引前当期純利益		**806,854**
法人税、住民税及び事業税	282,066	
法人税等調整額	△21,833	260,233
当期純利益		**546,621**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	827,736	816,591	583,750	1,400,341	34,626	4,073,100	8,732,926	12,840,653	―	15,068,732
当期変動額										
剰余金の配当							△174,585	△174,585		△174,585
当期純利益							546,621	546,621		546,621
自己株式の取得									△40	△40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	―	―	―	―	―	―	372,035	372,035	△40	371,995
当期末残高	827,736	816,591	583,750	1,400,341	34,626	4,073,100	9,104,962	13,212,689	△40	15,440,727

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	136,966	136,966	15,205,698
当期変動額			
剰余金の配当			△174,585
当期純利益			546,621
自己株式の取得			△40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	63,262	63,262	63,262
当期変動額合計	63,262	63,262	435,257
当期末残高	200,229	200,229	15,640,956

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

２０２１年5月２１日

株式会社要興業
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　**公認会計士　山村竜平**　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　**公認会計士　根本知香**　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社要興業の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社要興業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

２０２１年5月２１日

株式会社要興業
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　**公認会計士　山村竜平　㊞**

指定有限責任社員
業務執行社員　**公認会計士　根本知香　㊞**

監査意見
当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社要興業の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第４９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
（1）事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社要興業　監査役会

常勤社外監査役　井　上　淳　嗣　㊞
社外監査役　村　谷　晃　司　㊞
監査役　寺　島　哲　四　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役９名選任の件

現任の取締役全員（９名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものです。取締役候補者の指名に際しては、経営に携わる者として高度な人格と資質を備え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の増大に資する者であることを重視しております。取締役候補者は次のとおりです。

なお、取締役候補者９名のうち齊藤陽三氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、当該候補者は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」及び「独立役員の選任基準」を満たしています。（「独立役員の独立性判断基準」及び「独立役員の選任基準」については、41ページをご参照ください。）

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数（千株）
1	**再任** ふじい　しゅうぞう 藤居　秀三 （1944年12月８日）	1963年４月　角丸証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 1965年１月　不二機工株式会社入社 1972年６月　藤居商店創業（運送業・製紙原料商） 1973年４月　当社設立　代表取締役社長就任 2020年４月　当社代表取締役会長就任（現任）	2,500
	【取締役候補者とした理由】 藤居秀三氏は、当社創業経営者であり、企業経営における幅広い見識と豊かな経験及び卓越したリーダーシップの発揮により当社の企業価値向上を実現することが期待できるため、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（2020年４月１日から2021年３月31日まで）】 17回中16回出席		

候補者の番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数（千株）
2	**再任** きのう　　たかし 木納　　孝 （1959年９月24日）	1982年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2003年３月　同行岐阜支店長 2006年２月　株式会社オリエントコーポレーションみずほ連携部長 2008年５月　株式会社みずほ銀行横浜中央支店支店長 2012年２月　当社入社 2012年２月　当社社長室室長 2012年６月　当社代表取締役専務就任 2020年４月　当社代表取締役社長就任（現任）	50
	【取締役候補者とした理由】 木納孝氏は、金融機関出身者としての豊富な経験に加え、2012年以降現在に至るまで、当社代表取締役を務めるなど経営者としての経験と幅広い見識を有していることを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（2020年４月１日から2021年３月31日まで）】 17回中17回すべてに出席		
3	**再任** まつうら　　よしただ 松浦　　義忠 （1955年４月27日）	1971年４月　東レ株式会社岡崎事業場入社 1975年８月　株式会社㋕金澤商店（現株式会社マルカ金澤商店）入社 1982年９月　中華料理東軒　入店 1984年６月　株式会社丸八真綿入社 1986年７月　当社入社 1998年６月　当社取締役業務部長就任 2016年７月　当社取締役業務部長兼行政管理部長就任 2019年６月　当社常務取締役業務部長兼行政管理部長就任（現任）	150
	【取締役候補者とした理由】 松浦義忠氏は、業務部長兼行政管理部長として、当社の収集運搬部門並びにリサイクル部門を永年に亘り牽引してきた実績と豊富な経験を有することを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（2020年４月１日から2021年３月31日まで）】 17回中17回すべてに出席		
4	**再任** おかだ　　たくや 岡田　　卓也 （1965年７月１日）	1989年４月　日本生命保険相互会社入社 2013年３月　同社姫路支社支社次長 2015年３月　同社倉敷支社支社長 2017年４月　当社入社（業務出向）内部監査室長 2020年４月　当社入社　内部監査室長 2020年６月　当社常務取締役経営企画室長就任（現任）	—
	【取締役候補者とした理由】 岡田卓也氏は、他社支社長として得られた豊富な経験と見識を生かし、業務出向で当社に内部監査室長として着任以来当社の監査部門を牽引してきた実績を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（2020年７月１日から2021年３月31日まで）】 13回中13回すべてに出席		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数（千株）
5	**再任** さかはら　　けんじ 坂　原　　謙　二 （1962年12月21日）	1981年４月　キリンレモンサービス株式会社（現キリンビバレッジ株式会社）入社 1983年４月　当社入社 2002年３月　当社営業部長 2006年６月　当社取締役営業部長就任（現任）	290
	【取締役候補者とした理由】 坂原謙二氏は、営業部長として、当社の営業部門を永年に亘り牽引してきた実績と豊富な経験を有することを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（2020年４月１日から2021年３月31日まで）】 17回中17回すべてに出席		
6	**再任** あんどう　　まさひろ 安　藤　　雅　弘 （1959年２月13日）	1981年４月　株式会社ときわ相互銀行（現株式会社東日本銀行）入行 1994年４月　当社入社 2014年６月　当社取締役システム管理部長就任（現任）	100
	【取締役候補者とした理由】 安藤雅弘氏は、システム管理部長として、当社のシステム部門及び販売管理部門を牽引してきた実績と豊富な経験を有することを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（2020年４月１日から2021年３月31日まで）】 17回中17回すべてに出席		
7	**再任** いしはら　　ひろし 石　原　　浩 （1961年５月30日）	1984年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 2001年４月　東京三菱証券株式会社（現三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社）債券営業部担当部長 2006年10月　Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.(現 Mitsubishi UFJInvestor Services & Banking(Luxembourg) S.A.)業務企画部長 2012年５月　三菱ＵＦＪグローバルカストディ・ジャパン株式会社副社長 2015年２月　当社入社　管理部長 2016年６月　当社取締役管理部長就任（現任）	50
	【取締役候補者とした理由】 石原浩氏は、金融機関出身者としての豊富な経験に加え、管理部長として、当社の管理部門を牽引してきた実績を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（2020年４月１日から2021年３月31日まで）】 17回中16回出席		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数（千株）
8	**再任** むらき　　のぶひこ 村木　宣彦 （1962年５月５日）	1986年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2010年11月　同行飯能支店長 2015年７月　当社入社　総務部長 2017年６月　当社取締役総務部長就任（現任）	50
	【取締役候補者とした理由】 村木宣彦氏は、金融機関出身者としての豊富な経験に加え、総務部長として、当社の総務部門を牽引してきた実績を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（2020年４月１日から2021年３月31日まで）】 17回中17回すべてに出席		
9	**再任** さいとう　　ようぞう 齊藤　陽三 （1947年３月13日）	1968年11月　株式会社三徳入社 1989年３月　同社店舗運営部長 2007年３月　同社代表取締役就任 2015年６月　株式会社ヨドセイ監査役就任（現任） 2016年４月　当社入社　顧問 2016年６月　当社社外取締役就任（現任）	―
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 齊藤陽三氏は、当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。また、取締役会等の場において、経営・内部統制及びコンプライアンスに関する的確な助言を行ってきた実績を踏まえ、当社が定める「独立役員の選任基準」を満たしており、引き続き、取締役として適任と判断しました。同氏には、豊富なビジネス経験を生かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。 【取締役会出席状況（2020年４月１日から2021年３月31日まで）】 17回中16回出席		

（注）１．上記の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．齊藤陽三氏は、社外取締役候補者であります。
３．齊藤陽三氏の当社社外取締役就任期間は、本総会会終結の時をもって５年となります。
４．当社と齊藤陽三氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
５．齊藤陽三氏は、当社の特定関係事業者の監査役であります。
６．当社は、齊藤陽三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第２号議案　監査役３名選任の件

現任の監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数（千株）
1	**新任** 黒崎誠（1960年11月22日）	1984年４月　株式会社三菱銀行(現株式会社三菱ＵＦＪ銀行)入行 2003年10月　同行横浜支店長 2005年６月　同行リテール営業部次長 2007年２月　同行荻窪支店長 2009年５月　同行鎌倉支店長 2010年10月　同行町田支店長 2013年１月　三菱ＵＦＪニコス株式会社マーケティング企画部長 2013年６月　同社執行役員マーケティング企画部長 2017年６月　三菱ＵＦＪキャピタル株式会社常勤監査役	―
	【社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 黒崎誠氏は、当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。金融機関出身者としての豊富な経験に加え、他社常勤監査役を務めた経験より、当社の監査体制のさらなる強化が期待され、当社が定める「独立役員の選任基準」を満たしていることから、監査役として適任と判断しました。		
2	**再任** 村谷晃司（1973年11月４日）	2001年10月　第二東京弁護士会弁護士登録 2001年10月　遠藤・萬場総合法律事務所(現フェアネス法律事務所)入所（現任） 2016年６月　当社監査役就任(現任)	―
	【社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 村谷晃司氏は、当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。また、取締役会等の場において、経営・内部統制及びコンプライアンスに関する的確な助言を行ってきた実績を踏まえ、当社が定める「独立役員の選任基準」を満たしており、引き続き、監査役として適任と判断しました。同氏には、弁護士としての専門的見地から、経営に有益な助言・提言、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を期待しています。 【取締役会出席状況（2020年４月１日から2021年３月31日まで)】 17回中17回すべてに出席 【監査役会出席状況（2020年４月１日から2021年３月31日まで)】 16回中16回すべてに出席		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数（千株）
3	**新任** 今井　正美 （1960年１月14日）	1982年４月　東京都入都 2006年12月　目黒区清掃事務所長 2011年４月　東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課長 2014年４月　東京二十三区清掃一部事務組合建設部計画推進課長 2016年４月　東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部管理課長 2018年４月　社会保険労務士登録　今井まさみ事務所開業（現任） 2018年９月　行政書士登録	―
	【社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 今井正美氏は、当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。東京都での長年の行政経験とりわけ廃棄物行政での豊富な経験及び社会保険労務士・行政書士としての専門的見地から、当社の監査体制のさらなる強化に向けた提言及び発言が期待され、当社が定める「独立役員の選任基準」を満たしていることから、監査役として適任と判断しました。		

（注）１．上記の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．黒崎誠氏、村谷晃司氏及び今井正美氏は社外監査役候補者であります。
３．村谷晃司氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
４．当社と村谷晃司氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、黒崎誠氏及び今井正美氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、村谷晃司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、黒崎誠氏及び今井正美氏の選任が承認された場合、当社は両氏を独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。

「独立役員の独立性判断基準」及び「独立役員の選任基準」

当社の独立役員の独立性判断基準につきましては、「株式会社東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たした上、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者」としております。一般株主との利益相反の生じるおそれがあるか否かについては、資本的関係・人的関係・取引関係を十分に検証し、総合的に判断することとしております。また、当社の独立役員の選任基準は、「上記の独立性判断基準を充足し、客観的な視点から当社の経営・内部統制・コンプライアンス等に適切な意見を述べることができること」としております。

第３号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役井上淳嗣、寺島哲四の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

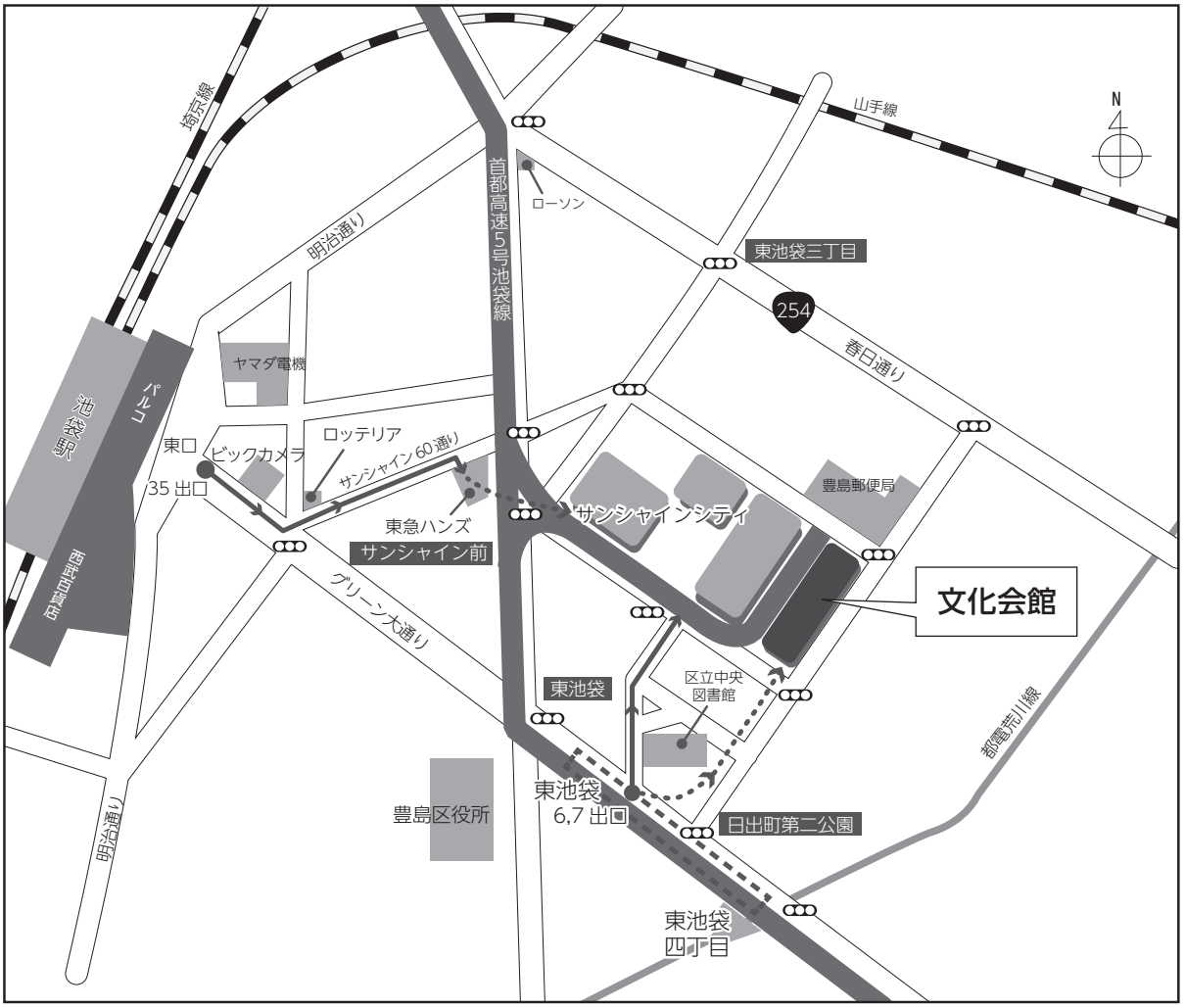
氏　　名	略　　歴
井　上　淳　嗣	2016年６月　当社常勤監査役　現在に至る
寺　島　哲　四	2016年６月　当社監査役　現在に至る

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場案内図

会　場　東京都豊島区東池袋３－１－４
　　サンシャインシティ文化会館５０１　TEL 03―3989―3486



交　通

■池袋駅東口
　ＪＲ（山手線・埼京線・湘南新宿ライン）
　地下鉄（丸ノ内線・有楽町線・副都心線）
　西武池袋線、東武東上線から徒歩15分

■東池袋駅
　地下鉄（有楽町線）から徒歩８分